

～農地転用許可申請をされる方へ～

- 農地転用許可申請をする際には、必ず事前相談を行ってください。
- 事前相談には、約2～3カ月程度の期間を要する場合がありますので、ご注意ください。
- 申請にあたっては、事前相談が完了してから、毎月10日締切（土・日・祝日の場合は翌開庁日）の本申請書類の提出となります。
- 事前相談が完了する前に、本申請書類を提出される方が稀にあります。
この場合、本申請書類の受付はいたしますが、事前相談が完了するまでは本申請書類の審査が出来ないため、農業委員会での審議は翌月以降となります。
- 本申請時には、提出書類をすべて揃えてください。
提出書類の不足により審査が出来ない場合、農業委員会での審議は翌月以降となりますのでご注意ください。
- その他、ご不明な点は鴻巣市農業委員会事務局にお問い合わせください。

◇申請の流れ

